



豊監公表第3号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年（2024年）1月29日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	清	水	聖	子
同	石	原	準	司
同	中	岡	裕	晶

豊中市監査委員 様

豊 中 市 長

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年3月29日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
労働会館	決裁区分について 「新型コロナウイルス感染症対策に伴う豊中市立労働会館使用承認取消し申出書使用料返還請求書」の様式について、課長に専決させる規定がないにもかかわらず、課長専決で定められていた。また、同様式に新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料等の特例に関する規則第2条第2項とあるが、第2項ではなく第2号である。	「新型コロナウイルス感染症対策に伴う豊中市立労働会館使用承認取消し申出書使用料返還請求書」の様式に記載している新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料等の特例に関する規則の根拠について、「第2号」に改めた。 また、労働会館の様式について定めたR03-豊市支第128号の起案及び運用について定めたR03-豊市支第70号の起案について、部

	<p>また、同号に係る返還額等の労働会館の運用について、課長に専決させる規定がないにもかかわらず、課長専決で定められていた。</p>	<p>長専決とし、市民協働部長の決裁手続きを行った。</p>
--	--	--------------------------------

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づく措置の通知について

令和 3 年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 4 年 3 月 2 9 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
生活情報センタ ーくらしかん	歳入確保の観点から、自動販売機を設置できないか検討されたい。	当館は小規模施設であり、周辺に 4 台自動販売機があることや、館内に喫茶もあることから、館内の自動販売機への需要が高くないことが見込まれるため、他の方法での歳入確保を検討し、市民用コピー機の設置や、トイレの壁面を活用した広告事業を導入した。